

第12章

ブラジルの環境法制度

はじめに

ブラジルの環境問題は国際的に大きく注目されている。国内の環境問題としてだけでなく、地球環境全体への影響の点からも大きな関心が寄せられている。ブラジルの国土面積は851万平方キロメートルで、ラテンアメリカ諸国の中で最も大きく、日本の約22倍に相当する。ブラジルの植林面積は553万平方キロメートルで、世界最大の広さをもった国である⁽¹⁾。経済的に見ても、ブラジルは将来十分な発展可能性がある国として、ラテンアメリカでは有望視されている。1992年、ブラジルのリオデジャネイロにおいて、環境関連の国際会議としては最大規模の「国連環境開発会議」が開催され、リオ宣言など一定の有益な成果が生まれた点はいうまでもない。

しかし、これとは逆に、ブラジルから伝えられてくる環境問題の内容には極めて悲惨なものがある。事実背景は必ずしも明かではないが、環境問題が、単に環境と開発に関する一般的な利害対立にとどまらず、少数民族に対する具体的な人権抑圧や虐殺事件にまで発展したことは、途上国における環境問題の重大な局面を物語るものであるといえよう。また、国際金融機関である世界銀行が援助との関連で、80年代後半にポロノステ商業道路建設に係わる環境問題を引き起こし、先進国援助のあり方が国際的に問われる契機とな

ったのも、このアマゾンにおいてであった。

本論のブラジルの環境法制度では、環境に関する法制度を全体的に見た上で、主な規制手段を検討する。環境問題の所在、環境政策、環境行政、環境法と主な規制手段の順で取り上げる。

I 環境問題の所在

ブラジルの環境問題⁽²⁾として、特にアマゾン地域の環境問題が注目されている。地球環境問題としても議論の対象となる熱帯雨林破壊の問題と、アマゾン地区の急速な開発に伴う環境問題の二つが、大きく注目されている。

特にアマゾンの熱帯雨林の破壊進行の程度に関する正確なデータは、世界銀行、FAO、NGOなどでさまざまに異なるため、その被害実態に対する正確な認識も異なっている。地球環境の温暖化への影響可能性の観点から、アマゾンの熱帯雨林の破壊は「地球の肺」⁽³⁾とも称せられ、国際的な環境NGOなどからも関心が向けられている。特に最近、急速な開発に伴う少数民族の大量虐殺事件が新聞などで報道され、本格的な事実調査が進められている。ブラジルでは少数民族の人権および生命身体に対し危険が及ぶ程度にまで、環境問題の影響が深刻となっている。

また、急速な経済開発に伴う環境問題がさまざまな分野から生じている点も無視できない。とりわけ鉱害の問題が注目されており、特に金の採掘に伴う水銀汚染の問題がある。鉱害被害の実態調査に協力するため、日本からも研究協力者等の派遣が行われている⁽⁴⁾。水銀以外にも、金の抽出・回収作業に伴い、燃料、グリース、洗剤などが大量投棄され、廃棄物による公害問題が発生している。

1991年の世界銀行の開発報告書は、1971年に「環境汚染」の用語がブラジルにはじめて入ってきたが、その後は、環境汚染、森林破壊、大気汚染などブラジルの環境問題への警告が発せられなかったことは、一日たりともなか

った」と評している⁽⁶⁾。

ブラジルの環境問題の実態について紹介する国内外の文献資料は極めて多い⁽⁶⁾。個別的、具体的な環境問題の例として、ブラジルではサンパウロ州クバトン地域、同州とリオデジャネイロ州を流れるパライバドスル川、リオデジャネイロ州のグァナバラ湾、バイア州のトードスオスサントス湾等の水質汚染による被害が顕著である。また、貧しい東北部から経済的に豊かなサンパウロ州に人口流入が見られ、クバトン工場地帯周辺で工場廃水が流れ込む低湿地に、多くの貧民がスラムを形成しており、異常なほどの高率で奇形児出産が見られる。

ブラジルは、石油資源に乏しいため、1973年の第1次石油危機を契機に、自動車用に砂糖キビから精製するアルコールの生産が盛んに行われた。アルコールの生産工程からはバガス、液状廃棄物のビニョートが大量発生し、南部のリオグランデドスル州を中心に採掘される褐炭からは、その焼却に伴う残灰が重大な環境問題となっている。また、大規模開発に伴う自然生態系破壊の例として、パラグアイとの国境のイタイプー・ダム、アマゾン地域のハイウェイ建設等がある⁽⁷⁾。

なお、中南米諸国における環境問題の悪化原因として、すでに次の5点が指摘されているので、ここで参照しておきたい⁽⁸⁾。

第1に、新興工業国を中心に工業化が急速に推し進められてきたことがあり、ブラジルのサンパウロ州のクバトン地域の汚染がその例である。

第2に、途上国の工業化指向を背景に先進国から途上国への汚染輸出(有害製品、有害廃棄物、汚染企業等)が進行していることである。

第3に、先進国、途上国双方による途上国資源の乱開発があり、鉱物資源、森林資源の乱掘、乱伐が、途上国に著しい環境汚染、自然破壊をもたらしていることがある。

第4に、途上国における環境政策、公害防止システムに整備の遅れがみられる。途上国の政治経済情勢は、開発第一の声が圧倒的に強く、それに異を唱える者たちは、時にはその生命すら脅かされるまでになっている。

第5に、地球規模での経済社会が跛行的に発展した結果、貧困によって発生する人口増加とそれから発生する貧困の発生といった悪循環が起きている。

このようにみた場合、ブラジルを含む中南米の環境問題の発生の原因には、単に貧困、乱開発、行政整備の遅れなどの一般的な国内要因だけでなく、先進国からの汚染輸出、先進国の乱開発などの国際的な要因も関係していること、さらに貧困の問題が環境問題と表裏一体の形で存在していることを認めざるをえない。したがって、ブラジルの環境問題の解決にあたり、ブラジル側の急速な開発のあり方とともに、経済的な余裕をもった先進国側もその経済活動への関わり方を見直すことが必要である。

ブラジルの人々の環境に対する一般的関心は比較的高く、1000を越える環境保護団体があり、すでに60年代から環境保護に関する積極的な活動が行われてきている。

II 環境政策と環境行政

1. 環境政策とその目的

ブラジルの国家環境政策の枠組みは主として次のものによって示されている。(1)1988年憲法、(2)ブラジル共和国環境基本法(1981年8月31日付法律第6938号、正確な名称は「国家環境政策、その目的および実施メカニズムを定める法律」)、(3)「我々の自然計画」(Planeta Nossa Natureza、1986年)、(4)コロール・プラン(1990年)、(5)国家環境計画(1990~1993年)。

ここでは、上記のうち最も重要な環境基本法について検討する。

1969年連邦憲法第8条第XVII号項c)、b)、i)の各規定の授権に基づき制定された法律第6938号は、環境保護に関する国家環境政策、その策定方法および適用の趣旨と法体系について規定している。その第2条は国家環境政策

の策定について規定し、国家環境政策の具体的な内容に関しては第4条、第5条が「国家環境政策の趣旨」として、次の7項目を指摘する。

- (1) 社会経済開発と環境・生態学的均衡の保存のバランスをはかること、
- (2) 連邦、州、連邦区、直轄領、市郡の利益に鑑みて、環境の質と生態学的均衡に関する政府活動の重点地域を決定すること、
- (3) 環境質の基準と標準、および環境資源の利用と取扱い規則を設定すること、
- (4) 環境資源の合理的利用を目的とする国内研究、技術開発を行うこと、
- (5) 環境管理技術の普及、環境データ情報の公開、環境質と生態学的均衡の保存の必要性に関する国民の認識を形成すること、
- (6) 環境資源の合理的利用と永久的保存を目的とし、これを保存、修復し、生活に適切な生態学的均衡を維持することに貢献すること、
- (7) 汚染者もしくは破壊者に対し、生じた損害を回復かつまた賠償する義務を、利用者に対しては、環境資源の経済的利用に貢献すること、を強制すること。

なお、この国家環境政策の実施に当たり、公権は、各政府レベルにおいて、次の事項を実施する義務があると定めている(第1条)。つまり、「国家環境政策の趣旨は、下記の原則を守ったうえで、社会経済的開発や国の安全、人命の尊重の保護のための条件を確保するため、生活に適切な環境の質を保存、改善、回復することにある」。

そこで、さらに同条は、10項目にわたる個別的な政策原則を列挙する。その内容は、次のとおりである。

- (1) 環境を共同利用という点から保証、保護される必要のある公共財とみなし、生態学的均衡の維持における政府活動を行うこと、
- (2) 表土、地下、水、および大気の利用の合理化を図ること、
- (3) 環境資源利用の企画と監視を行うこと、
- (4) 生態系の代表的地域の保存によりこれを保護すること、

- (5) 潜在的もしくは実質的に汚染を発生させる活動の規制と区画を行うこと、
- (6) 環境資源の合理的利用と保存のための技術研究、および調査を奨励すること、
- (7) 環境の質状態をフォローアップすること、
- (8) 汚染地域を回復すること、
- (9) 汚染の恐れのある地域の保護を行うこと、
- (10) 社会が環境保護に積極的に参加できるように、社会教育を含むあらゆるレベルの環境教育を実施すること。

なお、国家環境政策の執行に関して、公権力機関は、次の事項を各政府レベルに対し、義務づけている。

- (1) 経済開発、環境保護および生態学的均衡のバランスを図ることを目的とし、環境資源の恒常的な監督を維持すること、
- (2) 生態学的保存ユニットを設立することにより、生態系の代表的地域を保護すること、
- (3) 環境保護の現行基準に適合させるように、公行政の専門機関を通じ潜在的もしくは、実質的汚染源となる活動の恒常的規則を維持すること、
- (4) 環境資源の合理的使用と保護のための技術研究および、調査を奨励し、そのため、地域別もしくは部門別の工業、農業開発プラン・プログラムを利用すること、
- (5) 危機的汚染地域で、各地域の環境質の諸指標を恒常的にフォローするシステムを設置すること、
- (6) 国家環境システムの諸機関、団体に、汚染地域もしくは汚染の恐れのある地域の存在を突き止め、これに関する情報を提供し、その回復措置を提案すること、
- (7) 学校の必修科目に生態学的学習を含めるように配慮し、市民および社会が環境保護に積極的に参加するように、あらゆるレベルでの教育を

指導すること。 (1990年6月6日付命令第99274号第1条)

ただし、この場合、国家環境政策の執行については、環境局が総合的な調整を行う(第2条)。

2. 環境行政の取り組みの経緯(連邦レベル)

ブラジルの環境行政の初期の取り組みは、1973年の内務省環境特別局(SEMA)の設置決定に遡ることができる。ブラジルでは、60年代末から73年までの間に「ブラジルの奇跡」とまで呼ばれるような経済的成功をおさめたにもかかわらず、環境問題は急速に悪化の兆しを示してきた。例えば、70年代にはしばしば国際世論の批判的となったポロノステ・アマゾン開発定住化計画に見られるように、開墾地の私有化を認めるなどの開発の優遇措置が普及したことがある。政府は環境問題を黙認し、さらに「何をおいても開発を」のスローガンのもとに開発を推し進めた⁽⁹⁾。この結果、軍政下でこの特別局は、設置されなかった。

このため、環境状況は急速に悪化してしまい、政府への批判が強まった。1981年に環境基本法が制定され、同法に基づき、「国家環境審議会」(CONAMA)と「内務省特別環境局」(SEMA)が設置された。89年、環境問題の一層の拡大悪化にともない、それまでの内務省特別環境局、森林開発院、漁業開発庁、ゴム管理庁が統合され、「ブラジル環境・再生可能天然資源院」(IBAMA)となった。90年にコロール大統領が就任後、IBAMAは、環境行政重視の観点から大統領府に組み入れられ、直属とされた。

3. 環境行政機関(連邦レベル)

国家環境システムによれば、環境関連の行政を担当する機関は、連邦、州、市郡の諸機関、団体および公権を設ける財団法人から構成される(命令第99274

号第3条)。

現行の最高機関として「政府審議会」、協議決議機関として「国家環境審議会」(CONAMA)、中央機関として「大統領府環境局」(SENAM/PR)、環境行政の実施機関として「ブラジル環境・再生可能天然資源院」(IBAMA)、環境関連の財団法人、管理監督を行う政府関連の団体、および地方自治体の機関または団体などがある。それぞれの機関の組織と権限は次のとおりである。

(1) 国家環境審議会 (CONAMA)

これは、政府の環境政策の諮問および審議機関である。総会と技術専門部から構成される。審議会の構成は、環境局長(議長)、環境局次長、IBAMA総裁、国務大臣および大統領府から各1名、各州政府・連邦区から各1名、その他、全国工業・商業・農業連合、全国工業・商業・農業労働者連合、ブラジル鉄鋼院、ブラジル衛生工学協会、ブラジ自然保全財団(FBCN)、資源保護・公害対策のために適法に設置された協会から大統領が指名する2名、環境・土地利用の質の保護を活動目的とするNGOで、適法に設置された各地方の市民団体から1名である(命令第99274号第4条、第5条)。

CONAMAの権限は、次の一般的権限と国家環境システムの執行権限の二つに大別される。次のとおりである。

(a) 一般的権限

- (1) SEMAの提案により、州が許可し、SEMAの監督する実質的、潜在的汚染活動の許可状に対する規則や基準を設定すること、
- (2) 必要と判断される場合には、民間、公共プロジェクトの対案およびその環境に生ずる可能性のある結果の研究を行うことを決定し、連邦、州、市郡や民間団体にこの件の審査に不可欠な情報を要請すること、
- (3) 行政上の不服申立の最終審として、事前供託にもとづいて、SEMAの科した罰金その他の処罰について決定すること、
- (4) 罰金を環境保護を利する措置の実施義務に代えることを目的とする旨

の取極めを認可すること、

- (5) SEMAの代表により、一般的もしくは条件付きで、公権力機関が許可する税制恩典の資格喪失もしくは制限および公的信用機関の融資利用参加資格の喪失もしくは停止を決定すること、
- (6) 担当各省の意見を聞き、自動車、航空機、船舶の汚染規制の国内規則基準を特別に定めること、
- (7) 環境資源、主に水資源の合理的利用を目指し、環境の質の規制と維持に関する規則、基準、標準を設定すること（法律第6938号第8条）

(b) 国家環境システムの執行に関する権限

- (1) 環境と資源に対する政策ガイドラインの策定において、環境局を通して、政府審議会を補佐、調査、準備すること、
- (2) 国家環境政策の細則規定および実施に必要な、同審議会の権限に属する諸規則を発令すること、
- (3) 大統領府環境局の要請により実質的もしくは潜在的に汚染の原因となる活動の許可について州と連邦府と協議して、一般的原则と規準を作成すること、
- (4) 環境破壊となるような工事または事業を実施する場合で、必要と判断する場合には、公共または民間プロジェクトの代替案に関する検討、もしくはこれが環境にもたらす結果について研究を行うことを決定し、連邦、州、行政機関や民間団体に適切な環境影響や関連の情報調査など不可欠な情報を要請すること、
- (5) 行政上の不服申立の最終審として、事前供託にもとづいて環境・再生可能天然資源院が、罰金その他の処罰に関して、決定を行うこと、
- (6) 環境保護に役立つ措置を実施義務に代える形で和解することを認可すること、
- (7) 環境問題に関する件で特別に対処する場合、公権により一般的性格もしくは、条件付きで付与された税制上の恩典の喪失もしくは制限および

び公的信用機関の融資利用の参加資格停止を大統領府環境局が代理して決定すること、

- (8) 各当該官庁に事情聴取した上で、自動車、航空機、船舶による汚染の規制に必要な国内規則および標準を特別に定めること、
- (9) 環境資源、主に水資源の合理的利用を目的とし、環境の質の規制や維持に関する規則や規準、標準を定めること、
- (10) 保全ユニットやその周辺地区で展開される事業に関する一般的規則を定めること、
- (11) 危険または危険とみなされる環境区域の指定のための基準を定めること、
- (12) 連邦行政府、州、連邦区、市郡の諸機関団体の意見すなわち環境質の向上となる許認可、資金的、物理的利益に関する提案を環境局を通して提出すること、
- (13) 技術専門部の設立と廃止を行うこと、
- (14) 内部規則を定めること。 (命令第99274号第7条)

(2) 中央機関—大統領府連邦環境局 (SEMAM)

1990年にコロール大統領の行政改革により設置された。組織の目的は3つあり、第1は、環境政策に関するプランニング、調整、監督、管理、第2は、SEMAM局長が国家環境審議会を主催し、環境関連の命令決議を行うこと、第3は、国家環境基金の運営を行うことである。SEMAMなどの諮問にもとづき、各種法令、基準の制定が行われている。

(3) 環境・再生可能天然資源院 (IBAMA)

内務省の特別環境局 (SEMA)、森林開発院、漁業開発庁、ゴム管理庁が統合されて、内務省の機関として設置された。1990年のコロール大統領の行政改革により大統領府内に置かれている。IBAMAはCONAMAと協力して、規則、規準を作成する。IBAMAの権限の詳細は、1989年7月11日付命令97946

号が定める。このIBAMAには、企画調整局、企画調整部、予算調整部、事務近代化調整部、情報調整部、地方連携調整部、国際協力調整部等がある。さらに国際協力調整部の中には、管理監視局、再利用可能天然資源局、生態系局、研究・普及推進局、経理局が置かれている。

(4) 上記以外の中央諸機関の権限

法律第6938号によれば、国家環境政策の執行においては、例えば、大統領にも特別な処罰権限が認められている。

環境質の劣悪化により生じる不利益や損害の回復もしくは環境の保全に必要な措置を講じない場合には、違反者は連邦、州、市郡法規に定める法規以外に本法第14条の罰則規定に従うことになり、大統領は、30日以上活動停止を行わせることができる。なお、内務大臣は、内務省特別環境局(SEMA)の提案または地方政府の企画に基づき、本条に言及されている活動を30日以内の範囲で停止できる。

ただし、この決定に対し不服な場合には、その停止を受けた者は、大統領に対し、申立てすることができる。これによって、決定は一時停止される(第15条)。

(5) 州レベルの環境行政

各州または市郡には、環境保護に関するそれぞれの行政機関がある。ブラジリア連邦区の環境科学技術局(SEMATEC)、サンパウロ州では州環境局(SMA)、同市の環境衛生技術公社(CETESB)、リオデジャネイロ州の環境局、パラ州の衛生局環境部(SES-PA-DEMA)などがある。

環境行政の実施にあたっての問題点としては、サンパウロ、リオデジャネイロ等の一部の州を除き、観測・計測の体制を備えておらず、さらにこの分野に従事する行政職員の数も必ずしも十分でないことがある。

III 法体系⁽¹⁰⁾

ブラジルの環境法の発展は、およそ次のように時期区分することができる。

(1) 創生期

植民地時代の最も古典的な法律としては、ポルトガル時代の1446年に制定された「アフォンソ法典」(Ordinações Afonsinas) にまで遡ることができる。これは、一定地域における一定の動物に対して、狩猟の禁止を定めるものであった⁽¹¹⁾。

現在、環境関連の最も古い法律は1605年規則であり、パウ・ブラジル伐採の乱用禁止とその許可を定めている。17世紀にオランダが統治した時代にも森林伐採、水質汚染、狩猟および漁獲に関する規則が公布された。独立後の1822年、違法伐採と材木の違法取引禁止に関する規則が制定され、1916年民法典の制定により財産権の濫用禁止の規定が定められ、1923年には周辺住民にとって有害な工場設置の禁止に関する命令16300号が制定された。さらに1934年の憲法は自然景観保護に関する規定を定めた。

比較的最近では、1934年の水利法と森林法が、水利、森林資源の使用・保全に関わる一般的な内容を規定し、34年に狩猟法が制定された。これらの法律は、その後、水利法典38年、森林法典65年、狩猟法典67年にそれぞれ改正された。

この時期の法整備の全体的特徴は、法律が断片的で十分に体系的でなく、必ずしも環境保護を目的に制定されたものでなかった点であろう。

(2) 発展期

1970年代に入り工業化の進展にともない、産業公害の問題が発生し、法整備および行政の側面では部分的な対応が開始された。73年には内務省内にSEMA(環境特別事務局)の設置(1973年10月30日付命令第73030号)およびSEMA

のための環境諮問会議CCMAの設置があり、75年には環境汚染に関する規則（1975年8月14日付デクレト・レイ第1413号）、同施行規則（1975年10月3日付命令第76389号）等が制定された。この時期に将来に向けての環境行政と法の基礎が確保されたといえよう。

(3) 充実期

1980年代以降がこれにあたり、81年に環境基本法（法律6938号）が制定され、88年の連邦憲法において環境に関する規定がおかれた。しかし現在、具体的な法の適用に関し最も重要と考えられる州レベルの環境法整備が、大きな課題として残っている。

現在のブラジルの環境保護の法体系は、1988年の憲法、81年の環境基本法（法律第6938号）を基礎に構成されている⁽¹²⁾。

上記以外の環境関連の連邦法として特に注目されるのは、前述の1975年のデクレト・レイ第1413号であり、公害関連の工場に対して公害防止義務を課し、「危険地域」(critical area)を定めている。この関連で1980年7月20日付法律第6803号が工場に対するゾーニング制を採用した。また、1985年7月24日付法律7347号は、環境から被害を受けた者が損害賠償の請求を行う場合、いわゆる「公共民事訴訟」(Ação civil pública)として、民事救済のために提訴可能な道を開いた法律として知られ、また被害者側の立証責任軽減を図った法律としても評価されている⁽¹³⁾。

これら以外にも、民法、森林法典、漁業法典、狩猟法典、鉱業法典、刑法等の関連法が多数あり、さらに環境行政機関から発表された環境影響に関する決議 (CONAMA)、水質基準概要などがある。

しかし、具体的な法の適用については、ブラジルは連邦制度を採用しており、連邦、州、市郡レベルでの法の制定および整備の状況が重要な意味を持つにもかかわらず、法令の数は多いが必ずしも体系的な法整備が進んでおらず、また法律を執行するための規則等が不十分なために、実際の法の執行との関連では大きな障害となっている。なお、天然資源の利用に関しては、ブ

ラジル連邦政府に主な権限が与えられており、各州には中央政府の利用を補完するだけの法律の制定権限が認められているにすぎない。

また、政治家の関心の低さ、並びに実際に法にもとづき規制を行うべき行政機関や一般人の環境に対する意識の低さによっても、法の適用が一層緩慢になってしまう傾向があると指摘されている⁽¹⁴⁾。

1. 憲法規定

1988年の連邦憲法は、環境関連の規定として第20条、第23条、第24条および第225条、第231条などを定めている⁽¹⁵⁾。

第20条は石油資源などの財産が連邦に帰属することを定める。第23条は、「環境を保護し、あらゆる形態の汚染と闘うこと(VI号)。森林、棲息動物及び植物を保存すること(VII号)」、第24条には、連邦、州および連邦区の間で立法権限が競合する場合の規定がある。第231条と第232条の規定は、インディオ保護に関する規定である。

第225条は、「全てのものは民衆の共有財産であり、質的に健康な生活に不可欠で、生態学的に均衡のとれた環境に対する権利を有しており、公権力と社会には、これを保護し、現在及び将来の世代のために保全する義務が課せられる」と規定する。

ここでは、第225条の規定の内容を中心に環境関連規定の特徴を検討する。

なお、第225条は上述の条文に加えて、次のように細目について規定する。少々長いが環境に関する中心的な規定なので、ここで記述する⁽¹⁶⁾。

「第1項 この権利の実現を保証するために、公権力は、下記の任務を負うものとする。」

- I 生態的過程の保全と回復、及び種と生態系の生態学的管理の実施。
- II 国の遺伝子財産の多様性と統一性の保存、及び遺伝物質の研究及び操作を行っている団体の監督。
- III 連邦構成単位のすべてにおいて、特に保護されるべき地域及びその

要素を決定する。この変更または廃止は、法律によってのみ許可されるものとし、保護の理由となった属性の統合性を制約する如何なるものの使用も禁じる。

IV 環境の大幅な劣悪化の潜在的原因となる工事または活動の実施に対して、環境影響の事前調査を要求し、これを公表する。

V 環境と生活の質に対して危険な技術、製法、物質の生産、販売、使用を統制する。

VI 教育の全段階における環境教育推進並びに公衆の環境保護の意識を促進する。

VII 動植物を保護し、法律の規定に従い、これらのものの生態的機能を危険に追いやり、絶滅の危険にさらし、動物の残酷な扱いをもたらす行為を禁じる。

第2項 鉱物資源の採掘を行うものは、法律の規定に従い、権限ある公的機関が要求する技術的解決に従って、劣悪化した環境を回復する義務がある。

第3項 違法とみなされる行為または活動で、環境に損傷を与えた自然人または法人の違反者は、その結果たる損害を補修する義務とは別に、刑事または行政上の制裁が科せられるものとする。

第4項 アマゾン森林、大西洋森林、海岸山脈、マットグロッソ大沼地、コステイラ地域は、国有財産であって、その利用は、法律に従い、天然資源の利用に関するものを含め、環境保護を保証する条件内で行わなくてはならない。

第5項 未使用地または自然の生態系の保護のため必要な区画措置によって州が接収した土地は、利用不可能な土地とする。

第6項 原子炉を運転する発電所の立地は、連邦法において決定された場所とし、連邦法の定める場所以外での設置はできない。」

以上の憲法規定から、特徴的な点について解釈を試みてみよう。

(1) 環境権規定

「質的に健康な生活に不可欠で、生態学的に均衡のとれた環境に対する権利」を認めている。これを担保するため、公権力と社会に対して、環境を保護する義務を課している。さらに、「現在および将来の世代のために環境を保護する義務」を公権力と社会に課している。権利と義務の両側面から、環境への権利と義務を規定し、さらに、将来の世代に対しては、保全する側からの義務の側面のみを定めている。

これらの規定は、環境に対する権利が法的に認められた権利であることを認めるとともに、義務の主体を「公権力」と「社会」に課していることが特徴的である。これらの環境権規定の詳細は必ずしも明らかではないが、「健康な生活」に対する権利であることから、権利の主体は個人であろう。また、「公権力」の内容は、同1項以下でその義務内容を具体化しているところからみると、国ないし連邦国家と同一であることがわかる。しかし、この「社会」の意義は、憲法上の文言から十分に明らかでない。

そこで問題は、これがいわゆる環境権を具体的な権利として認めた規定かどうかということである。環境に対する権利を健康な生活と生態学的な見地の両面から規定しており、さらに公権力に対し一定の義務を課している点から、いわゆる具体的な権利にはきわめて近いものがある。つまり、「この権利の実現を保障するため」(同第1項)と述べたうえで、これらの国家義務の不作为の場合と、第3項が規定する「環境を侵害したとみなされる行為または活動に対して、自然人および法人が、民事、刑事および行政上の制裁を科されると規定している。これらから見て、これは具体的な環境権の実現に一步踏み込んだ規定であるといえる。ただし、以上の内容から「国家義務の不作为の場合」と「環境を侵害したとみなされる行為または活動」の意義が明らかではなく、また権利の法的実現のための手続きも直ちに明らかでない。しかし、環境権の性格は極めて積極的に理解されているといえる。

(2) 「環境」の対象範囲

環境保護の対象範囲がきわめて広い。すでに述べた「質的に健康な生活」のみならず「生態学的に均衡のとれた環境」も含まれる。さらには、遺伝子(第1項第II号)、動植物の保護(同第7号)など、きわめて革新的な内容についてふれている。例えば、スイス憲法などで国際的にも注目されたことがある「動物への残酷な扱いの禁止」規定が含まれている点は、新しい権利の先取り現象として注目できよう。

原子力発電所の設置場所についても同規定が触れている点は、第1項III号とともに、ブラジルの連邦制国家の統治構造とも極めて深い関連があるものと考えられる。

なお、上記の法律第6938号においても、その第3条第I号で「環境」の定義を明らかにしている。

(3) 環境影響評価制度

「環境の大幅な劣悪化の潜在的要因となる工事または活動」の実施に対して、環境影響制度の事前調査の実施とその公表に関して定めている点が注目される。この制度の詳細は後の第IV章で述べる。

(4) アマゾン森林、大西洋森林、海岸山脈、マツグロッソ大沼地、コステイラ地域の環境保全

これらの地域の環境保護を明示的に国家資産として位置づけ、法律に基づく利用方法を制限している点も、国際的な環境問題の意識がブラジルの環境保護に注がれていることを意識したものであろう。

2. 環境基本法(法律第6938号)とその内容

この法律は全体で21条から構成されており、制定の目的は、その前文に記されているように、国家環境政策、その策定および適用の趣旨とメカニズム

を規定し、その措置をとることである。つまり、「国家環境政策およびその策定及び適用の趣旨とメカニズムを定め、国家環境システムを構成し、国家環境審議会を創設し、連邦環境保護活動・書類技術登記簿を設ける。」(第1条)。

この法律では、「環境」は、「あらゆる形態における生活を可能とし、これを保護・支配する一連の物理的・科学的・生物学的条件、法則、影響、相互作用」と理解されている。「汚染者」は、「環境の劣悪化の原因となる活動に直接、間接に責任のある公法上・私法上の自然人もしくは法人」とされ、「環境資源」の内容として、「大気、内陸部、地表部、地下水、河湾、領海、土地、地下、生物圏の要素」が含まれ、きわめて範囲の広い環境資源として、把握されている(第3条)。

この法律では、国家環境政策の趣旨(第4条)とともに、第5条以下で、国家環境システム、国家環境審議会の設置、国家環境政策の手段、CONAMAおよびSEMAの権限などを規定している。CONAMAについての構成、組織権限、機能は別途行政府がこれを定めるものとされ(第7条、1990年4月12日付法律第8028号)、1990年の命令第99274号が本法律の細則規定として、これらに関する詳細な内容を定めている。

IV 主な規制手段と方法

1. 環境アセスメント制度 (Estudo de Impacto Ambiental)

環境影響評価については、憲法(第225条1項IV号)、環境基本法第9条III号、およびCONAMA決議書第1号(1986年1月23日)が根拠法となる。特にこの決議書が、環境影響評価に関する内容を定める。

環境影響とは、環境の物性、化学、生物学的あらゆる変化が、人工的にエネルギーまたは物質によって起こされる場合をいう。直接、間接に次の内容

に影響を与えるものが含まれる(同決議書第1号)。つまり、(1)人の健康、安全、平安、(2)社会活動、経済活動、(3)動植物、(4)環境の美観および衛生の条件、(5)天然資源の質である。

環境アセスメントの対象となる事業の内容には、次のものがある。(1)2車線以上の車道、(2)鉄道、(3)化学品、石油、鉱物のターミナルや港湾、(4)飛行場、(5)油、ガス、工業等のパイプライン、下水管、(6)230KV以上の送電線、(7)100MW以上の水力発電のダム、灌漑、上水、航行のための運河の掘削、河道改修、浅瀬や河口の浚渫、流域の位置変更、堰などの利水工事、(8)化石燃料の抽出、(9)鉱物法で定義された第2クラスを含む鉱物の採掘、(10)衛生埋め立て、有害毒物や危険物質の残廃の処理と最終廃棄場所、(11)発電エネルギーの種類を問わず、10MW以上の発電所、(12)工業および農工業の生産地帯あるいは組織体(石油化学、塩素化学、鉄工業、アルコール蒸留業、石炭、水資源抽出と栽培)、(13)工業地域-工業専用地域、(14)100ha以上、またはこれ以下でも環境上の視点から重要な地域での木材および薪の伐採開発、(15)100ha以上またはSEMAおよび州と市郡の関連機関により環境面で重要と認められた土地の都市計画、(16)1日当り10トン以上の木炭を消費するあらゆる活動、である。

環境アセスメントの実施に際して、最終的な権限は連邦政府にあるが、サンパウロ州、リオデジャネイロ州などの州組織、研究機関および予算的背景がしっかりしているところでは、州の環境行政機関が環境アセスメントの実施主体となる。

環境アセスメントを実施するにあたり、その調査報告書の作成が義務づけられる。この場合、事業者が第三者に作成させる。特に調査内容として要求されることは、プロジェクトの概要、環境の現状、プロジェクトの内容、プロジェクトによる影響、緩和方法、結論およびリコメンテーション、添付資料である。

2. ライセンス・システム

ライセンス・システムは、予め上記の環境アセスメントをクリアーした上で実施されるもので、次の3段階から成る。

- (1) 事前許可(LP)：活動企画の予備段階に発行され、市郡、州、連邦政府の土地使用プランを守ったうえで、立地、設置、操業段階で守られるべき基本的要件を含む。
- (2) 設置許可(LI)：承認された実施プロジェクトの仕様にもとづき、設置開始を許可する。この許可によって、事業の着手が可能となる。
- (3) 操業許可(LO)：必要な確認を行った後、事前許可と設置許可の規定に従い、許可された活動の開始および汚染規制設備の稼働が許可される。この許可により、操業開始に着手することができる(命令第99274号第19条)。

3. 規制基準

環境質の基準、規則、標準適用の監視とコントロールは、SEMAが、州、市郡の担当機関の活動を補足する形で行う(法律第6938号第11条)。各市郡が連邦、州の規則、基準を守り、かつ規則の作成を行うことができる(第6条第1項)。すでに水質その他の関連の政府基準が定められている。

おわりに

ブラジルの環境法の仕組みは、政権の交代と国際社会からの影響を受ける過程で、大きな改編を経てきたといえる。とりわけ、1992年の環境開発国連会議では、ブラジルが会議の議場となったため、アマゾンの環境問題とブラ

ジルの莫大な累積債務を抱える経済状態の悪化が国際的にも大きく報道された。特に世界銀行が実施してきたアマゾン商業道路は、国際的な批判的となり、先進国からの対途上国への経済協力のあり方に大きな疑問を投げ、世銀の機構改革にまで発展した⁽¹⁷⁾。

ブラジルの環境基本法の制定内容から見て先進国にとっても注目されるべき規定として、環境権、環境影響評価制度の導入、環境行政機関の大統領直属化などの規定が多々ある。しかし、これらの規定が具体的にどの程度適用されているかなど、法の適用に及びその実効性の問題は、ブラジルの経済的、さらには行政能力などから大幅な制約を受けているものと思われる。この意味では、これらの法的枠組みが、いかなる方法で現実的かつ実効性ある役割を果たしえるかを、法律および非法律以外の要因からさらに検討していくことが重要であろう。

【注】

- (1) *The Environmental Data Book, A Guide to Statistic on the Environment and Development*, World Bank, 1993, p.12. なお、人間・環境フォーラム編『環境要覧92』によれば、年平均伐採面積は23.23万km²で世界最大、年間平均植林面積は3.46万km²で全体面積の0.1%にすぎない。
- (2) 他の中南米諸国の環境問題事例は、桜井国俊「中南米諸国における環境問題」（土井陸雄編『発展途上国の環境問題』）p.81以下参照。
- (3) 『日本経済新聞』1993年8月23日によると、アマゾンのジャングルは炭酸ガスを吸って、酸素を出すのであり、肺の機能とは逆であるから、この表現は間違いであり、アマゾンには秘境でなく、生活者の場であり、「アマゾンを救え」といった運動は余計なおせっかいだ、アマゾンの開発は地球最低だ、とのアマゾナス州知事の熱帯雨林保護に否定的な立場からの発言もある。
- (4) 『日本経済新聞』1993年5月9日などによると、原田正純教授などの研究者による協力のほか、政府レベルの協力も予定されている。
- (5) 前掲の世銀報告書、p.29。
- (6) 例えば、西沢利栄・小池洋一『アマゾン』（岩波新書）、1992年；山崎圭一「サ

- ンパウロ市の公害」（『大阪市大論集』第60号，1990.6），同「70年代以降のサンパウロの住宅問題」（大阪市大経営研究会『経営研究』第41巻第1・2号（1990.6），同「（紹介）T. H. ヒルカー，H. ワイトナー編『ラテン・アメリカの大気汚染』（『公害研究』1990 春季号），Joseph S. Tulchin ed., *Economic Development and Environmental Protection in Latin America*, Woodrow Winston Center, 1991など多数。
- (7) 環境問題に関する記述などについて，注(15)のブラジル報告書などを主に参照した。
- (8) 桜井国俊「中南米諸国における環境問題」では，表題のとおり，中米および南米の特徴として扱っているが，南米にもそのほとんどが共通すると考えられるので引用した。および，土井陸雄編『発展途上国の環境問題』pp.71-90。
- (9) 国際協力事業団『国別環境情報整備調査報告書（ブラジル）』，国際協力事業団，1990年。
- (10) ブラジルの環境法に関して十分な法令資料の入手が困難なため，上記注(9)の法令翻訳を主に利用した。
- (11) これは1603年には，狩猟以外の魚類，湖沼の汚染禁止などに対象範囲を拡大して，旧植民地の一つであるフィリピンに適用された。*International Cooperate Law Supplement*, 1992, p.14.
- (12) 環境関連法リストとしては，Ivette Senise Ferreira, “Environmental Protection Through Criminal Law,” *Panorama of Brazilian Law*, (ed.) Jacob Dolinger and Keith S. Rosen, Miami, Univ. of Miami, 1992, p.155-181.
- (13) この法律と1981年環境基本法に基づき，検察庁はいくつかの環境関連事件を告訴予定とのことである。Trench, Rossi e Watanabe, “Environment Protection in Brazil,” *Environment Risk*, London, Euromoney Publications plc, May, 1992 [n.p.]
- (14) *International Cooperate Law Supplement*, 1992. 4, p.14.
- (15) 矢谷通朗編訳『ブラジル連邦共和国憲法 1988年』，アジア経済研究所，1991年3月。
- (16) 国際協力事業団，前掲書。
- (17) 作本直行「環境と援助」（『開発ジャーナル』1991年8月号）。

(付)ブラジル環境関連法リスト
(1947～91年)

I 法律(Lei)

[制定年月日]	[番号]	
1947. 9. 8	(86)	天然ゴムの経済助成措置を指定する法律
1954. 9. 9	(2.312)	保健に関する一般規範
1955. 2.10	(2.499)	漁業等の沿岸警備およびその他の措置に関する法律
1961. 7.26	(3.924)	考古学および先史記念物に関する法律
1962. 8.27	(4.118)	核エネルギーの国家政策, 国家核エネルギー委員会の設置, およびその他の措置に関する法律
1962. 9.10	(4.132)	社会利益にもとづく収用の指定, およびその適用に関する 法律
1964.11.12	(4.466)	北東部の道路網の植樹および取水堰の造成に関する法律
1964.11.30	(4.504)	土地法, およびその他の措置に関する法律
1965. 6.29	(4.717)	民衆訴訟を規律する法律
1965. 9.15	(4.771)	森林法典
1965. 9.22	(4.778)	用益地を売却する際の土地区画計画の承認において森林管 轄当局の聴聞を義務づける法律
1965.10.20	(4.797)	公益特許会社に対する強制的保全措置, およびその他の措 置に関する法律
1966. 4. 6	(4.947)	農業法の規範を定め, ブラジル農地改革院の組織と職務を 定める法律
1967. 6.14	(5.027)	連邦区衛生法典を制定する法律
1966. 9. 2	(5.106)	森林事業に対する租税特別措置に関する法律
1967. 1. 3	(5.197)	動物生態系の保護に関する法律(狩猟法典)
1967. 1.18	(5.227)	ゴムの経済政策を定め, その実施を規律する法律
1967. 9.26	(5.318)	国家衛生政策の制定および国家衛生評議会の設置に関する

法律

- 1967.11.17 (5.357) ブラジル水域において、廃棄物および廃油を投棄する海洋、河川船舶に対する刑罰規定
1968. 5.20 (5.438) 漁業の保護および振興を定める1967年2月28日付デクレト・レイ第221号第4条の改正、およびその他の措置に関する法律
1968. 6.21 (5.459) ゴムの経済政策を定め、その実施を規律する1967年1月18日付法律第5227号の規定改正、およびその他の措置に関する法律
1974. 5.24 (6.050) 処理場の給水設備における浄水に関する法律
1975. 7.14 (6.225) 土壌保護および侵食防止計画の実施を義務づけた農業省の地域指定に関する法律
1975. 7.17 (6.229) 国の保健制度の編成を定める法律
- 1975.12. 1 (6.276) 漁業の保護および振興を定める1967年2月28日付デクレト・レイ第221号第4条の改正、およびその他の措置に関する法律
- 1977.10.17 (6.453) 核による損害に対する民事責任、および核活動に関連した行為の刑事責任を定める法律
- 1977.12.20 (6.513) 特定観光区域の創設および観光目的を有する自然、文化財の指定、および1962年9月10日付法律第4132号第2条への追加規定、1965年6月29日付法律第4717号の規定改正および追加規定、ならびにその他の措置に関する法律
1978. 9.30 (6.576) 国内におけるアサイ(açaizeiro)伐採の禁止、およびその他の措置に関する法律
- 1978.10.24 (6.585) 漁業の保護および振興を定める1967年2月28日付デクレト・レイ第221号第29条への追加条項に関する法律
- 1978.12. 7 (6.607) パウ・ブラジルを国木と定め、パウ・ブラジルの日を制定する法律
1979. 4.19 (6.631) 漁業の保護および振興を定める1967年2月28日付デクレト・レイ第221号第35条への追加条項に関する法律
1979. 6.25 (6.662) 国家灌漑政策、およびその他の措置に関する法律
- 1979.12. 19 (6.766) 市街地の区画、およびその他の措置に関する法律

1980. 7. 2 (6.803) 汚染区域の工業設置地帯に対する基本指導, およびその他の措置に関する法律
- 1980.12.16 (6.894) 農業用科学肥料等の生産, 取引の検査および監督に関する法律
1981. 4.27 (6.902) 環境監視区域および環境保護区域の設置, およびその他の措置に関する法律
1981. 8.31 (6.938) 国家環境政策, その目的および実施メカニズムを定める法律
1982. 4.13 (6.984) IBDF(ブラジル森林開発院)が所有するCOALBA-COQUE E Alcool Da Madeira S/Aの連邦共和国への株式移転, およびその他の措置に関する法律
- 1983.12.14 (7.173) 動物園の設置と機能, およびその他の措置に関する法律
1984. 7. 3 (7.203) 海, 港湾および奥地の航路において, 危険時における船舶の救助に関する法律
1985. 7.24 (7.347) 環境・消費者または, 芸術的, 美術的, 歴史的, 観光的および景観的(拒否)価値を有する資産および権利への損害賠償責任に対する公共民事訴訟を規律する法律
1985. 9.13 (7.365) 非有害になる洗剤の製造に関する法律
1986. 7. 4 (7.509) 河川航路における木材輸送を規律する法律
1986. 9.26 (7.542) 国内管轄下の水域, 海軍用地とその隣接水域および沿岸において, 海上災害の結果, 沈没, 座礁, 難破した船舶の調査, 探査, 運搬および破壊, およびその他の措置に関する法律
- 1986.12.19 (7.563) 有効利用地における都市植林国家計画(PRO-FRUTI)を制定する法律
- 1986.12.19 (7.566) バレドリオドセ流域の開発統合基金の創設を認可する法律
- 1987.12.18 (7.643) ブラジル管轄水域におけるクジラ捕獲の禁止に関する法律
1988. 5.16 (7.661) 沿岸管理国家計画の制定, およびその他の措置に関する法律
- 1988.11.23 (7.679) 繁殖期における特定種の漁獲禁止に関する法律
1989. 4.14 (7.754) 河川の水源地帯の森林保護, およびその他の措置に関する法律
1989. 7.10 (7.796) アマゾン調査の地域調整委員会(COPAM)の設置, およびそ

- の他の措置に関する法律
- 1988.12.29 (7.714) 所得税に関連する租税特別法の改正を定める法律
1989. 2.22 (7.735) 独立行政機関の解散、ブラジル環境・再生可能天然資源院 (IBAMA) の創設、およびその他の措置に関する法律
1989. 7.10 (7.797) 国家環境基金の設置、およびその他の措置に関する法律
1989. 7.11 (7.802) 有毒性農薬の調査、試験、生産、包装、表示、輸送、保存、取引、宣伝、利用、輸出入、余剰品の最終用途、登録、分類、管理、検査、監督、およびその他の措置に関する法律
1989. 7.18 (7.805) 金採鉱の許可制度を定める1976年2月28日付デクレト・レイ第227号の改正、登録制度の廃止、およびその他の措置に関する規定
- 1989.11.13 (7.876) 全国に“土壌保護の日(4月15日)”を制定する法律
1990. 3.22 (8.005) IBAMAの債権の取立ておよび認可、およびその他の措置に関する法律
1990. 4.12 (8.028) 共和国大統領府と省の編成、およびその他の措置に関する法律
1990. 9.19 (8.080) 保健の維持および促進の条件、保健事業の組織と機能、およびその他の措置に関する法律
1990. 1.17 (8.171) 農業政策に関する法律
1991. 1.18 (8.172) 国家科学技術開発基金の再編成に関する法律
1991. 4.11 (8.183) 国家防衛審議会の組織と機能に関する法律
- 1991.12.20 (8.287) 専業漁師の失業保険受給の認可に関する法律
- 1991.12.30 (8.387) 1967年2月28日付デクレト・レイ第288号第3条1項乃至7条および9条、1976年4月7日付デクレト・レイ第1455号37条、および1953年12月29日付法律第2145第10条の改訂、およびその他の措置に関する法律

II デクレト・レイ(Decreto-lei)

- | [制定年月日] | [番号] | |
|------------|--------|-----------------------------------|
| 1937.11.30 | (25) | 国の歴史的遺産および美術品の保護に関するデクレト・レイ |
| 1938.10.19 | (794) | 漁業法典の承認および裁可に関するデクレト・レイ |
| 1938.11.11 | (852) | 1934年7月10日付政令第24.643号の改正、およびその他の措 |

置に関するデクレト・レイ

1939. 5. 9 (1.259) 都市の異常騒音の抑制に関するデクレト・レイ
- 1939.11.30 (1.822) 山脈地帯国定公園の開設に関するデクレト・レイ
1941. 6.20 (3.359) 国内ゴム産業の保護およびその原料の確保に関する規則を制定するデクレト・レイ
1941. 7.17 (3.438) 1940年8月16日付デクレト・レイ第2.490号の規定の明確化と拡張に関するデクレト・レイ
1967. 2.13 (164) ゴムの経済政策に関する法律の改正およびその他の措置に関するデクレト・レイ
1967. 2.28 (221) 漁業の保護と振興およびその他の措置に関するデクレト・レイ(漁業法典)
1967. 2.28 (227) 鉱業法典
1967. 2.28 (289) ブラジル森林開発院の設置, およびその他の措置に関するデクレト・レイ
- 1969.10.21 (1.001) 軍事刑法典
- 1970.11.16 (1.134) 森林事業に付与される租税特別措置制度を改正するデクレト・レイ
- 1971.12.28 (1.200) アマゾン植物性ゴム区への資金助成特別計画を制定するデクレト・レイ
1972. 5. 9 (1.217) 漁業の奨励, およびその他の措置に関するデクレト・レイ
1972. 7.17 (1.232) 植物性ゴム生産の奨励計画を定めるデクレト・レイ
1973. 2. 7 (1.257) 生ゴムに適用される, 1958年3月29日付ブラジル・ポリピア間条約の恩典を, 原産地を問わず精製天然ゴムに拡張するデクレト・レイ
1975. 8.14 (1.413) 産業活動から生ずる環境汚染の制御に関するデクレト・レイ
- 1977.12.22 (1.594) 1967年2月28日付デクレト・レイ第221号に定める租税特別措置の期限の延長に関するデクレト・レイ
- 1980.10. 7 (1.809) ブラジルの核エネルギー計画保護制度を制定するデクレト・レイ
- 1980.11.24 (1.813) 大カラジャス計画の事業に対する特別助成制度, およびその他の措置に関するデクレト・レイ
1981. 2.26 (1.865) 核物質を含む鉱物の探査と採掘のための不動産の一時的占有に関するデクレト・レイ

- 1981.12.23 (1.904) 1980年11月24日付デクレト・レイ第1813号1条の改訂に関するデクレト・レイ
- 1982.12.28 (1.982) 連邦の独占とされる核活動の実施, 核エネルギー分野における開発調査の管理, およびその他の措置に関するデクレト・レイ
1983. 8.23 (2.057) 漁業の保護および振興について定め, 1975年12月1日付法律第6276号により改正された, 1967年2月28日付デクレト・レイ第221号の規定を改正および無効とするデクレト・レイ
- 1983.10. 6 (2.063) 危険物の道路輸送業務における規則違反の罰則を定めるデクレト・レイ
1988. 9. 1 (2.467) 漁業の保護と振興について定めた1967年2月28日付デクレト・レイ第221号を改正するデクレト・レイ

III 命令(Decreto)

- | [制定年月日] | [番号] | |
|------------|----------|--|
| 1950.11. 8 | (28.840) | 海底大陸棚の領有宣言, およびその他の措置に関する命令 |
| 1960.12.22 | (49.577) | Kuhlmann 植物博物館の設置に関する命令 |
| 1961. 6.28 | (50.872) | 漁業開発審議会の創設に関する命令 |
| 1965. 2.24 | (55.795) | 全国に“植樹年祭”を制定する命令 |
| 1968. 9.12 | (63.234) | “鳥の日”の制定, およびその他の措置に関する命令 |
| 1975.10. 3 | (76.389) | 1975年 8月14日付デクレト・レイ第1.413号に定める産業汚染の保全措置と管理に関する命令 |
| 1976. 8. 2 | (78.171) | 飲料用鉱水の衛生管理と検査に関する命令 |
| 1977. 3. 9 | (79.367) | 飲料用水の適性基準と規則, その他の措置に関する命令 |
| 1979. 9.21 | (84.017) | ブラジル国立公園の規則を承認する命令 |
| 1980. 9.25 | (85.206) | 産業汚染の保全措置と管理を定める, 1975年10月3日付命令第76.389号8条改正に関する命令 |
| 1981. 5.27 | (86.028) | 全国に“環境週間”を制定する命令, 特殊な有効物質の備蓄, およびその他の措置に関する命令 |
| 1986. 1.16 | (92.302) | 1985年7月24日付法律第7.347号に定める, 損害を受けた資産を回復するための基金の規律, およびその他の措置に関する命令 |
| 1987. 6. 3 | (94.401) | 南極に関する国家政策を承認する命令 |

1988. 2.12 (95.733) 連邦のプロジェクト実施による自然環境、文化、社会への毀損を防止・修復するための財源を連邦事業予算に編入することを定める命令
1988. 5.18 (96.044) 危険物の道路輸送に関する規則の承認、およびその他の措置に関する命令
1989. 2.13 (97.507) 金採掘区域内での水銀を含む金属、およびシアン化物を使用する採鉱活動の許可、およびその他の措置に関する命令
1989. 4.10 (97.627) 組合形態による、金採掘活動を援助、組織、促進する研究の実施、およびその他の措置に関する命令
1989. 4.10 (97.628) 1965年9月15日付法律第4.771号(森林法典)第21条の規律、およびその他の措置に関する命令
1989. 4.10 (97.632) 1981年8月31日付法律第6.938号2条VIIIの規律およびその他の措置に関する命令
1989. 4.10 (97.633) 動物保護国家審議会(CNPF)の設立、およびその他の措置に関する命令
1989. 4.10 (97.634) 生命もしくは生活および環境にとり危険な物質の生産と取引の規制、およびその他の措置に関する命令
1989. 4.10 (97.635) 森林法典第27条の規律、森林火災の予防、およびその他の措置に関する命令
1989. 6. 8 (97.822) 通信衛星による環境と天然資源のモニターシステム(SIMARN)の設立、およびその他の措置に関する命令
1989. 9.21 (98.161) 国家環境基金(FNMA)の運営、およびその他の措置に関する命令
1990. 1. 9 (98.812) 1989年7月18日付法律第7.805号の規律、およびその他の措置に関する命令
1990. 1.11 (98.816) 有毒性農薬の調査、試験、生産、包装、表示、輸送、保存、取引、宣伝、利用、輸出入、余剰物の最終用途、登録、分類、管理、検査、監督について定める、1989年7月11日付法律第7.802号の規律、およびその他の措置に関する命令
1990. 1.30 (98.897) 天然資源の保存、およびその他の措置に関する命令
1990. 1.31 (98.914) 国内における国有天然財産の特別保存の指定に関する命令
1990. 2.21 (98.973) 危険物の鉄道輸送に関する規則を承認する命令
1990. 3.27 (99.193) 環境・経済地域に関連する活動、およびその他の措置に関

- する命令
1990. 3.30 (99.200) 海洋資源に関する省間委員会(CIRM)を創設した,1974年9月12日付命令第74.557号第3条の改訂に関する命令
1990. 5.10 (99.244) 共和国大統領府および省の組織の再編成と職務, およびその他の措置に関する命令
1990. 5.10 (99.246) 1990年3月27日付命令第99.193号第2条の改訂に関する命令
1990. 5.11 (99.249) 国家環境基金の運用を定める1989年9月21日付命令第98.161号の改正に関する命令
1990. 6.6 (99.274) 環境監視区域と環境保護区域の設定および国家環境政策を定める, 1981年4月27日付法律第6.902号および1981年8月31日付法律第6.938号の規律, およびその他の措置に関する命令
1990. 6.27 (99.353) 大カラジャス計画の調整と監督, およびその他の措置に関する命令
1990. 6.27 (99.355) 1981年8月31日付法律第6.938号および1981年4月27日付法律第6.902号を規律する, 1990年6月6日付命令第99.274号第5条, 6条, 10条および11条の改訂に関する命令
1990. 7.12 (99.385) ペラダ山地帯における金採掘労働期間の延長, およびその他の措置に関する命令
1990. 9.21 (99.540) 国内環境・経済地域調査委員会の設置, およびその他の措置に関する命令
1990. 9.25 (99.547) アトランティカ森林固有植物の伐採, 採取の禁止, およびその他の措置に関する命令
- 1990.10. 1 (99.556) 国内に存在する地下自然洞窟の保存およびその他の措置に関する命令
- 1990.10.10 (99.578) 外務省の組織と機能に関する規則を統合する命令
- 1990.10.13 (99.604) 共和国大統領府連邦環境局(SEMAM)の制度組織の承認, およびその他の措置に関する命令
- 1990.10.26 (99.657) 有毒性農薬, その成分等について定めた, 1989年7月11日付法律第7.802号を規律する, 1990年1月11日付命令第98.816号への追加条項に関する命令
- 1990.11.25 (99.713) 沿岸管理国家計画の近代化を委任された調整グループの構

- 成および職務に関する命令
1991. 2. 4 (23) インディオの保健に対する援護のための条件を定める命令
1991. 2. 4 (24) インディオの土地における環境保護活動に関する命令
1991. 2. 4 (25) インディオの生活自助を保証する事業計画に関する命令
1991. 2. 4 (26) ブラジルにおけるインディオ教育に関する命令
1991. 4. 5 (78) ブラジル環境・再生可能天然資源院の制度組織の承認、およびその他の措置に関する命令
1991. 4.10 サンタ・カタリーナ南部地域における生活水準復興計画 (PROVIDA-SC)の制定に関する命令
1991. 5.17 (122) 1990年6月6日付命令第99.274号第41条の改訂に関する命令
1991. 5.31 (s.m.) 特定品種の森林の伐採、改良、輸送、商業化の禁止に関する命令
1991. 6.12 (s.m.) ペラダ山地帯における金採掘労働期間の延長、およびその他の措置に関する命令
- 1991.10.24 (237) 国内環境・経済地域調整委員会の設立を定める、1990年9月21日付命令第99.540号第2条への追加条項に関する命令

(出所) Presidência da República, Secretaria do Meio Ambiente, Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis (IBAMA), *Coletânea da Legislação, Federal de Meio Ambiente*, 1992, 797p.

より矢谷通朗が作成。本資料を提供して下さった環境局法律担当補佐 Dalvacir Evaristo Cruz Cunha Reis 女史に感謝申し上げます。